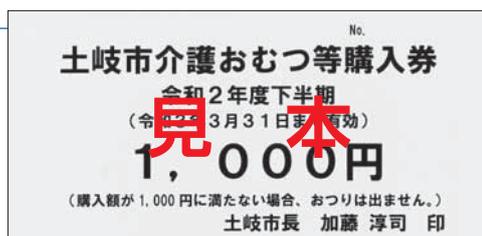


## 介護用おむつなどの購入券を配布します

寝たきりや認知症などにより自宅で介護を受けている方に、おむつなどの購入券（右写真）を配布します。現在、この券を使っている方で引き続き配布を希望する場合も再度申し込みが必要です。



<b>対象者（下記の全てに該当する方）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市内在住の方</li> <li>▶ 要介護4以上の認定を受けていて、常時おむつを使用している方</li> <li>▶ 自宅で介護を受けている方 （介護施設、有料老人ホームなどに入所している方や病院に入院している方は対象外）</li> <li>▶ 世帯全員が住民税非課税の方</li> <li>▶ 介護保険料に未納がない方</li> </ul>	<b>購入券金額</b> 1カ月当たり5,000円（1,000円分の購入券5枚）
	<b>使用対象品目</b> 紙おむつ、尿取パットなどの排せつ用品、使い捨て手袋、おしり拭きなどの清拭用品
	<b>使用方法</b> 10月1日（木）から市が指定する協力店（薬局・薬店など）で対象品目を購入するときに使用できます。購入代金が1,000円に満たない場合、おつりは出ません。

**申請方法** 高齢介護課で配布する申請書（市ホームページからダウンロードも可）を提出ください。

※申請書にはおむつを使用している証明（担当ケアマネージャーの署名）が必要です。

**申込開始日** 9月4日（金）

**問** 高齢介護課（内線232）

## 9月10日は「屋外広告物の日」です 屋外広告物のルールを守りましょう

屋外広告物とは、ビルの屋上にある広告塔や建物の壁にある壁面広告、電柱広告やのぼり旗などのことです。

### ■屋外広告物の掲出

屋外広告物を掲出するためには許可および手数料が必要です（自家広告物で10㎡以下など一部例外もあります）。

### ■定期的な点検を

全国では看板を固定する部分の腐食によって、ビルの看板が落下し、歩行者が重傷を負った事故の事例報告もあります。自分の店舗などの看板が誰かを傷つけないためにも、屋外広告物の設置者（管理者）は定期的な点検を行いましょ。

また、許可期間更新申請時には有資格者による安全点検の実施と自己点検報告書の提出が義務化されています。この点検により異常が認められ改善されない場合は、原則更新を許可しませんのでご注意ください。

### ■実態調査および除去に取り組んでいます

許可していない、著しく老朽化しているなど、問題のある屋外広告物を調査しています。また、信号機やガードレールなどの『禁止物件』に掲出されている「張り紙類」「立て看板」などの違法物件の除去を行っています。

禁止物件には掲出しないようにしましょう。

※詳細は市ホームページから確認できます。



**問** 都市計画課（内線543）

土岐市 屋外広告物

検索

